

**岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領における  
入札価格の内訳書等の調査の方針**  
(要領第3条第1項第3号の規定により調査基準価格を算定した場合)

**基本方針**

低入札価格調査実施要領第6条第3項及び第4項第2号の規定により入札価格の内訳書等の調査を行う場合には、以下の項目について十分調査し、満足できない調査条件がある場合には「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断する。また、調査に当たり、調査条件①の調査条件から調査を行うものとし、当該調査条件を満たさない場合には、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものと判断し、その他の調査条件の調査は行わない。

なお、調査に協力しない者（契約担当者が指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者を含む。）については、「当該契約の内容に適合した工事が履行されないおそれ」があるものとして取り扱うものとする。

**調査項目**

調査条件① 入札価格は、予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）に3分の2を乗じて得た額（円未満切上げ）を下回っていないこと。

調査条件② 数量は、発注者の見積参考資料（工事内訳表）に計上されている数量と同じであること。（ただし、建築工事の数量は、発注設計図書に添付の参考内訳に計上されている数量と同じであること。）

調査条件③ 主要な資材等の単価は、算出根拠が適正であること。  
（別紙1「主要資材等単価一覧表」により確認を行う。なお、見積の場合には見積の相手方に確認を行う。）

調査条件④ 労務費は、法定最低賃金を上回っていること。  
（別紙2「労務単価一覧表」により確認を行う。）

調査条件⑤ 下請を予定している場合には、不当に安い見積となっていないこと。

**【内訳書作成上の注意事項】**

提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。